

会議録

- 1 開催した会議の名称 令和4年度 第1回小城市下水道事業推進委員会（勉強会）
- 2 開催日時 令和4年6月16日（木） 10時00分から11時00分まで
- 3 開催場所 小城市役所 西館2階 大会議室
- 4 出席者 松尾委員長、秋野副委員長、常松委員、上野委員、井手委員、原田委員
木下委員、古川委員、平石委員、徳廣委員、井澤委員
（委員11名）
熊谷建設部長、大坪下水道課長、香田副課長、山田係長、野村主事、原主事
（事務局6名）
- 5 傍 聴 なし
- 6 次 第
 - （1）開会
 - （2）挨拶
 - （3）委嘱状交付
 - （4）配付資料の確認
 - （5）委員出席数
 - （6）委員長及び副委員長の選任
 - （7）審議会の公開・非公開
 - （8）勉強会
第1号 小城市下水道事業経営戦略の見直し及び
使用料改定検討について
 - （9）閉会

<開会>

○事務局（大坪課長）

定刻よりも少し早いですが、始めさせていただきます。

本日の司会進行を務めます、下水道課の大坪でございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

今回、小城市下水道事業推進委員会ということで、皆様に集まっていただいております。

この委員会の趣旨ですけれども、下水道事業の推進や運営について広く民意を聴取し、調査、審議するための機関でございます。

今回は、お配りしております次第にも記載しておりますが、次第8小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討の勉強会ということになりますので、本日結論を出すとかではございませんのでよろしくお願い申し上げます。下水道経営戦略などは聞きなれない言葉とか出てきますが、皆様といろいろ勉強しながら進めていきたいと考えております。それでは、小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討の勉強会を開催いたします。

本日の会議につきましては、現在の新型コロナ禍の状況等を勘案いたしまして、会議時間を概ね1時間～1時間半程度を想定しております。大変、短い時間となりますが、ご理解の方よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第に沿って進めさせていただきます。

<挨拶>

略

<委嘱状交付>

○事務局（大坪課長）

それでは、次第の3番、委嘱状の交付に移らせていただきます。

就任いただきました委員の皆様を代表しまして、3号委員でいらっしゃいます松尾陽好様に代表して交付をさせていただきます。

松尾様よろしくお願いいたします。

○事務局（熊谷建設部長）

委嘱状、松尾陽好様、小城市下水道事業推進委員を委嘱します。ただし任期は令和4年6月16日から令和6年3月31日までとします。令和4年6月16日、小城市長江里口秀次代読。よろしくお願いいたします。

○事務局（大坪課長）

なお、その他の委員の皆様に対しましては、委嘱状の方をお手元にお配りさせていただいております。ご確認ください。

それと、誠に申し訳ございませんが部長はこの後、別の公務のため退席させていただきますのでご了承ください。

<配布資料の確認>

略

<委員出席数>

○事務局（大坪課長）

次第の5番、委員のご紹介及び委員出席数についてでございます。

まず、委員の皆様のご紹介につきましては、参考資料委員名簿をもって代えさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、任期中、これからの小城市下水道事業の運営が安定的かつ持続的に進めていくための貴重なご意見をいただきたいと思っております。

大変お忙しい中でのご出席・ご対応等いただくことになるとは思いますが、どうぞお力をお貸しくさせていただきます様、よろしくお願い申し上げます。

次に、委員出席数についてですが、小城市下水道事業推進委員会条例第7条第2項に委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができないとなっております。

本日、委員の皆様11名全員にご出席いただいております。ありがとうございます。

<委員長及び副委員長の選任>

○事務局（大坪課長）

次第の6番、委員長及び副委員長選任についてでございます。

小城市下水道事業推進委員会条例第6条第1項の規定に委員会に委員長及び副委員長を置くことあり、第2項の規定に、委員長及び副委員長は、委員の互選によって定めるとあります。

まずは委員長を選任する必要がありますがいかがでしょうか。

それでは、事務局案でもよいでしょうか。3号委員の佐賀大学経済学部准教授松尾委員にお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○事務局（大坪課長）

異議がないようですので、松尾委員長は、委員長席に移動をお願いします。

それでは、次に副委員長の選任に移りたいと思います。

どなたかいらっしゃいますでしょうか。

それでは、事務局案でもよいでしょうか。1号委員の小城市社会福祉協議会事務局長秋野委員にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

○事務局（大坪課長）

異議がないようですので、秋野副委員長よろしくお願ひいたします。

<審議会の公開・非公開>

○事務局（大坪課長）

次第の7番、委員会の公開・非公開については、小城市の審議会等の会議の公開に関する指針に基づき、公開・非公開の決定は、審議会等の会長が当該会議に諮って行うものとなっておりまして、松尾委員長にお諮りいただきますようお願いいたします。

○松尾委員長

ただいま、事務局より、本日の委員会勉強会の公開・非公開について、決めてほしいとのことですので、委員の皆さんにお諮りします。

市の指針の中に、審議会等の会議は、小城市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合を除き、原則公開となっております。

小城市情報公開条例第7条各号では、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの、市が行う事務又は事業に関する情報で、公にすることで、当該事務又は事業の性質上、適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものなどとなっております。

本日の委員会勉強会につきましては、特に秘すべきことも無いとのことですので、公開ということで、進めていきたいと思いますがよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○松尾委員長

はい、ありがとうございます。それでは今回の委員会勉強会は公開として、会議録等につきましても、市のホームページで公開をさせていただきます。

○事務局（大坪課長）

ありがとうございました。

それでは、勉強会及びその結果等については公開で進めさせていただきます。

ただし、本日も説明申し上げる小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討につきましては今後、パブリックコメント等を予定しておりますので、今回の勉強会にかかる公開時期については、事務局で調整を図りたいと思っております。

なお、本日の委員会勉強会への傍聴の申込みはあっておりません。

<勉強会>

○事務局（大坪課長）

それではこれより、委員会勉強会に入りますが、審議につきましては、小城市下水道事業推進委員会条例第7条第1項に委員会の会議は、委員長が参集し、委員長は、その議長となるとありますので、松尾委員長よろしく申し上げます。

○松尾委員長

それでは、早速ですが、資料第1号小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（香田副課長）

皆さん、おはようございます。私は、小城市下水道課の香田と言います。

私からは、小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討について説明させていただきます。それでは座って説明させていただきます。

資料は、事前に配布しておりました資料1をご覧ください。

2ページ目をご覧ください。

これから委員の皆様には、委員会の中で、小城市の下水道事業が、将来にわたって安定的に事業を継続するための基本計画である経営戦略と下水道使用料改定について、ご意見を頂戴していただくこととなります。

第1回目の勉強会は、次第に書いておりますように、まず、次第1で、小城市下水道事業の概要をご説明させていただきますので、現在どのような状況にあるのかを知っていただければと考えております。

次に、次第2において、経営戦略とはどのようなものか、また、どのように作成していくのかをご説明させていただき、最後に次第3で、今後のスケジュールについて説明させていただきます。

質問やご意見につきましては、説明後にお伺いいたしますのでよろしく申し上げます。
また、用語についての説明は資料 1 の後半に記載しておりますのでご参考にしてください。
次のページをご覧ください。

次第の 1 番目、小城市下水道事業の概要についてご説明します。

小城市下水道事業の現況ですが、小城市は平成 17 年 3 月に小城町、三日月町、牛津町、芦刈町の小城郡 4 町が合併して新市となっております。

A 3 版の資料 2 の小城市下水道等整備計画図をご覧ください。

合併後の小城市の下水道事業は、合併以前の町単位を骨格として整備が進められ、公共下水道事業で取り組んでいる牛津処理区、小城処理区、特定環境保全公共下水道事業で取り組んでいる清水・原田処理区、三日月処理区、芦刈処理区の 5 処理区で整備を行っており、農業集落排水事業では織島処理区、砥川処理区、堀江処理区の 3 地区で整備が行われています。

赤く着色した部分が公共下水道事業で整備する区域、青で着色した部分が農業集落排水事業で整備する区域となっており、農業集落排水事業につきましては、既に整備は完了しております。

また、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業の整備区域以外については、小城市により浄化槽を設置し、維持管理する市営浄化槽事業により整備を行っており、黄色の着色部分が市営浄化槽事業で整備する区域となっております。

普及状況ですが、令和 4 年 3 月 31 日時点での整備面積は、公共下水道事業で 602.6 ヘクタール、整備率 62.5%、農業集落排水事業で 141.3 ヘクタール、整備率 100%となっております。

水洗化人口は、公共下水道事業で 15,471 人、水洗化率 71.2%、農業集落排水事業で 2,100 人、水洗化率 82.5%、市営浄化槽事業で 1,854 人、水洗化率 99.1%となっております。

次のページをご覧ください。

次に小城市下水道事業の取り巻く状況について説明いたします。

小城市下水道事業については、平成 21 年度に下水道計画を策定し、事業開始から 10 年以上が経過しています。

その間、人口減少や物価上昇といった社会的情勢の変化や下水道整備の進捗に伴い、下水道施設の維持管理費が増加しており、今後は、施設の老朽化に伴う費用の増大も見込まれ

る状況にあります。

このことについては、全国の下水道事業を行っている自治体は同じ状況にあります。

下の表をご覧ください。

行政人口の推移では、平成 21 年度末で 46,551 人ですが、令和 3 年度末で 44,559 人となり、約 2 千人減少しております。

下水道の工事費では、平成 21 年度から、開削工法で約 1.2 倍、小城や三日月の北部地区での推進工法では約 3 倍、牛津、芦刈地区では約 1.7 倍と物価が上昇しております。

開削工法とは、地盤を直接掘削して、下水道管を埋設していく工法で、掘削深が浅いところで用いられる、一般的な工法です。

推進工法とは、地中を推進機で掘り進みながら、下水道管を埋設していく工法で掘削深が深いところや、交通の激しいところなど、開削できない状況であるところで用いられる工法です。

次のページをご覧ください。

維持管理費につきましては、平成 21 年度で 135,939,000 円、令和 2 年度で 269,695,000 円と、整備の進捗に伴い約 2 倍となっております。

下水道の施設につきましては、終末処理場が 7 箇所、中継ポンプ場が 1 箇所、下水道管の延長が 213.6 キロ、マンホールポンプが 88 箇所、市営浄化槽が 521 基となっております。また、終末処理場につきましては、一番早く下水道を整備した清水・原田処理区では、平成 11 年 2 月 1 日に下水道が使用できるようになり、23 年経過しており、仁俣の中継ポンプを除いた施設も 10 年以上経過しております。

次のページをご覧ください。

小城市下水道事業は令和 2 年度から総務省の指導により、一般会計で採用されている官庁会計から公営企業会計へ移行しております。

その大きな特徴としましては、3 つありまして、1 つ目は発生主義、複式簿記の採用です。従来の官公会計である現金主義・単式簿記から民間の企業会計と同様の発生主義・複式簿記を採用しております。

このため、固定資産の評価、減価償却費や長期前受金などの官庁会計にはない概念が導入されております。

2 つ目は、予算の構成が変わっております。

官庁会計では、一切の収入を歳入、一切の支出を歳出とし、それぞれの合算を差引したう

えで剰余金を計算しますが、公営企業会計では、収益的収支である3条予算と資本的収支である4条予算をそれぞれ区分することになります。

3つ目は、独立採算制です。

公営企業は、企業性、経済性の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とされており、その経営に要する経費は経営に伴う収入、料金等をもって充てる独立採算性を原則とされております。

下水道事業においては、下水道使用料の収入をもって汚水処理に係る経費を賄うことが望まれております。

しかし、地方公営企業法上、その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては、毎年度、総務省において「繰出基準」として定められています。

次のページをご覧ください。

下記の表が令和2年度の小城市下水道事業の決算状況です。

収益的収支では、約1,760,000,000円の収入があり、約1,490,000,000円の支出となっております。

また、資本的収支では、約1,020,000,000円の収入があり、約1,510,000,000円の支出となっており、資本的収支が不足額を補填財源、約220,000,000円で補填しております。

収益的収支である3条予算とは、当該年度の経営活動に伴い発生すると予定されるすべての収益とそれに対応するすべての費用のことです。

下水道施設の光熱水費や運転管理費などの汚水処理を行う費用と、下水道使用料などの収益が該当します。

資本的収支である4条予算とは、将来の経営活動に備えて行う建設改良及びそれに係る企業債償還金等の支出とその財源となる収入です。

その支出の効果が翌事業年度以降、及び将来の収益に対応し、下水道管の布設や終末処理場の建設などの建設費用と、その施設を建設するための国県補助金や企業債、受益者負担金、分担金等の収入が該当します。

補填財源とは、資本的収支予算における不足額を補うものです。損益勘定留保資金などが該当します。

次のページをご覧ください。

先ほどの決算状況を分かりやすくするために、下記の表のようにサラリーマンの家計に例えてみました。

収入面からいきますと、下水道使用料は給料、一般会計補助金は親からの援助、国県補助金は国・県からの給付金、企業債の発行はローンの借入れ、受益者負担金等は家屋建設の協力金、補填財源は貯金取り崩しに例えております。

支出面では、維持管理費は電気代や水道代等の生活費、建設改良費は家屋の新改築や家財の購入費、減価償却費・固定資産除却費は家屋、家財の価値減少分、企業債元利償還金はローンの返済に例えております。

その下の円グラフは収入支出の割合を表しております。

収入の面では、給料と副業収入の割合が全体の 10%に対して、親からの援助や貯金の取り崩しの割合が全体の 40%を占めていることが分かります。

また、収入の 12%はローンの借入れが占めていることが分かります。

支出の面では生活費の割合が全体の 9%に対して、家屋・家財の価値の減少分とローンの返済の割合が 60%を占めています。

家屋の新改築・家財購入費の 29.9%に比べ、家屋・家財の価値の減少分が 32.9%と 3%多い状況となっております。

このことから、現状の小城市下水道事業の経営上の課題は下水道使用料収入で支出をまかなうことは出来ておらず、一般会計補助金や補填財源に頼っている。

支出の大部分が減価償却費、企業債元利償還金が占めている。

建設改良費による資産の増加より、減価償却費の減少が多く、施設の老朽化が始まっているということが見て取れます。

経営戦略では、現状の経営状況から今後の経営状況をシミュレーションし、将来においても事業を安定して継続させていく運営方針を示していくことになります。

次のページは先ほど申したことを記載させてもらっております。

次のページをご覧ください。

経営戦略とは、公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営の基本計画です。

公営企業の経営・財務等の状況について、近年の決算から、概ね 10 年間の将来の施設の新設・更新費用、維持管理費等の投資と下水道使用料、国県補助金、企業債及び一般会計繰入金等の財源の収支シミュレーションを行います。

収支シミュレーションを行い、今後の下水道事業経営に係る課題を抽出し、その課題に対する対応策を検討することによって、将来においても事業を安定して継続させていくための運営方針を示すことが、この経営戦略の主たる目的です。

投資計画では、施設の新設・更新費用、維持管理費等の将来需要を見据えた適切な支出計画を策定し、財政計画では、下水道使用料、企業債、及び繰入金等の財源の適切な配分による持続可能な収入計画を策定することとされています。

計画を作成する中で、収支にギャップが生じた場合には経営の健全化・効率化の取組を検討し、均衡を図ることとされています。

次のページをご覧ください。

経営戦略改定の必要性ですが、小城市では、平成 28 年度に総務省からの経営戦略の策定推進についての通知文書を受け、平成 28 年度末に小城市下水道事業経営戦略を作成し、議会説明、市のHP及び市報に掲載し住民への周知を行ってまいりました。

しかしながら、先ほど次第 1 で説明させていただきましたように、今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少、物価上昇に伴う建設費・維持管理費の上昇、今後の施設老朽化に伴う更新費用の増大、現在の経営戦略は公営企業会計移行前に作成されたものであり、固定資産及び減価償却費などの情報は考慮されていない等のことから、将来においても事業を安定して継続させていくためにも経営戦略の見直しが必要となっております。

また、令和 4 年 1 月には、総務省より経営戦略の改定推進についての通知がなされ、令和 7 年度までに経営戦略を見直すよう指導があつており、令和 7 年度からは経営戦略の中に、経費回収率の向上に向けたロードマップを記載することが、施設の新設や更新費用の財源となる社会資本整備総合交付金の交付要件となる予定です。

次のページをご覧ください。

では一般的には、どのように検討していくかと言いますと、初めに 将来の需要、人口予測を行います。これは将来の人口を予測することで、将来の下水道使用料を算定するのに用います。

次に、②管路整備計画を設定します。

整備が完了していない下水道事業について、今後の面整備スケジュールを設定し、年度別の整備人口を策定します。

次に、③流量予測を行います。

設定した整備スケジュールおよび整備人口から年度別の終末処理場、ポンプ場への流入水

量を予測します。

次に、④施設整備計画を設定します。

予測した流入水量に見合った処理場、ポンプ場の増設計画を策定し、今後の投資額を設定します。

次に、⑤維持管理費算定します。

処理場、ポンプ場の運転にかかる動力費や薬品費、運転管理や点検調査等にかかる委託費、施設の修理等にかかる修繕費を含めた年度別維持管理費を予測します。

次に⑥使用料収入を算定します。

流入水量予測から下水道使用料が見込まれる有収水量を予測し、年度別使用料収入を算定します。

次に、⑦収入と支出の将来推計を行います。

今まで算定した将来の使用料収入、施設整備費や維持管理費の支出を中長期計画として将来推計し、経営戦略として投資・財政計画を策定します。

次に、⑧将来推計から下水道運営における課題の抽出を行います。

次に、⑨収支ギャップ解消を行います。

抽出した課題について、どうすれば解消できるか検討します。

最後に、⑩使用料改定の必要性を検討します。

課題解消の対策を講じても、収支ギャップが解消されない場合、使用料改定の検討を行いたいと考えております。

まずは、現状のまま下水道事業を継続した場合の経営状況をシミュレーションし、そこから今後の経営における課題を抽出し、第2回の下水道事業推進委員会で委員の皆様にお示し出来たらと考えております。

次のページをご覧ください。

最後に今後のスケジュールについてご説明いたします。

7月から8月中に 第2回を開催し、先ほど申し上げました、現状のまま下水道事業を継続した場合の経営状況をシミュレーションと、そこから今後の経営における課題をお示し出来たらと考えております。

次に、9月から10月中に第3回を開催し、課題解消の対策を講じた、経営状況のシミュレーションである最終案をご提示出来たらと考えております。

次に、10月に議会勉強会に最終案を提示し、使用料改定の必要がある場合は、11月にパ

ブリックコメント、12月に使用料改定条例の上程、来年令和5年1月から3月までを条例の周知期間とし、令和5年4月1日に条例の施行をできればと考えております。

また、スケジュールはあくまでも予定でありますので作業の進捗によっては、変わる可能性があることをご了承いただきますようお願いいたします。

私からの説明は以上になります。委員の皆様には、今後ご苦勞をおかけすることになりますが、よろしくお願ひします。ご静聴ありがとうございました。

○松尾委員長

ただいま、事務局から小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討について、説明がありました。

これに対しご意見や質疑等ありませんか。

○A委員

佐賀県において下水道の広域化・共同化の話がありますが、経営戦略で経営の改善がなされなければ、国からの補助金は来ないとのことでしょうか。

○事務局（香田副課長）

国からは自治体ごとに経費回収率などの目標を設定し、また5年毎に使用料改定の検討を行う旨を経営戦略に記載することが、令和7年度から交付要件になる見込みと言われております。

その目標や、使用料改定が必要な場合はいつまでにどのくらい改定するのかなどを委員の皆様のご意見を聞きながら進めることができたかと考えています。

また、目標を達成できない場合や、5年毎の使用料改定検討が行われていない場合は、交付されないのではと思われます。

○事務局（大坪課長）

広域化・共同化については佐賀県と県内市町において、市町をまたいだ維持管理の共同化や下水道施設の統廃合、又は、し尿処理場の統廃合等の可能性を検討しております。

今回の経営戦略でもそのあたりを見越す必要はありますが、まだ模索の段階でありまして、今回の経営戦略の見直しとは切り離して考えていくこととなります。

○松尾委員長

他にご意見等はありますか。

○B委員

1点目は、水道料金について話したいことがあります。小城市水道と佐賀西部広域水道

企業団では小城市水道の水道料金は佐賀西部広域水道企業団の半分の料金になっています。小城市が合併するときには料金を統一するという話になっていたのですが、全然なされていません。小城市水道の管を三日月町まで延伸することは技術的に可能だと思われます。このように水道料金の格差がある中で、下水道使用料を値上げするとなると町民が納得するわけがないです。なので水道料金の統一も併せて考えていく必要があると思います。2点目は、下水道使用料の改定を行う場合は、浄化槽や汲み取りの料金も改定されるのでしょうか。

○事務局（香田副課長）

貴重なご意見ありがとうございます。1点目の水道料金に関しましては、下水道課で取り扱うことできませんので、そのようなご意見があったことを小城市水道、佐賀西部広域水道企業団にお伝えしたいと思います。ただ、両方とも、下水道事業と同じで公営企業になっており、独立しております。

また、それぞれ水源や施設規模、職員数が違ってまいりますので、その違いによって料金が違ってきていると思われます。

2点目の今回の改定で浄化槽、汲み取りの料金も改定されるのかとの質問ですが、現在小城市は、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業と市で浄化槽を設置し、管理している市営浄化槽事業の使用料については、統一の単価となっております。個人で設置し、管理されている浄化槽や、汲み取りに関しましては、個人でその費用を支払われているので今回の改定には影響がありません。

○松尾委員長

他にご意見等はありませんか。

○A委員

下水道は家庭や工場から出る汚水を処理して、川や海に流す仕組みになっていると思います。それが無ければ汚い水をそのまま有明海に流すこととなります。環境保護につながる施設で、公共性が高いものだと思いますので、なるだけなら個人の支払いは少なくしてほしいです。

○事務局（大坪課長）

貴重な意見ありがとうございます。確かに下水道は公共性の高いものだと考えます。また、下水道使用料の改定は、皆様の生活に直結しているものだと思います。そのあたりも今後シミュレーションを行って、課題を抽出し、対応策を検討したいと考えております

○松尾委員長

他にご意見等はありませんか。

○B委員

追加の質問でいいですか。やはり小城4町の水道料金は統一しなければ、下水道使用料の改定というのはダメだと思います。佐賀西部広域企業団はもともと白石の地盤沈下対策のために水道管を布設しており、一般家庭のために水道を送るために作られた企業でないです。当然小城市水道と佐賀西部広域水道企業団が別企業であることはわかっておりますが、統一をするととなると行政が主になって進めていかないと話がまとまらないと思います。

おそらく、下水道課の方では、市議会でも言われたように今現在の20m3当たりの下水道使用料2,750円を3,000円くらいにされる試算をされていると思いますが、そうすると一般家庭では13,000円くらいの下水道使用料での支出になるわけです。そうなれば皆さん下水道を外してくれと言うと思います。水道料金の一本化をしないと我々三日月町民は賛成しないと思います。小城町は水道料金が安い、牛津町も小城市水道で安い、芦刈は全然ないから高いとかでは納得できません。ということでまず一本化をやってください。

○事務局（大坪課長）

今言われたことは合併当初から言われており、ずっと問題になっていることは重々把握しております。ただ一方で先ほど香田の方から説明があったように企業体が違うというお話があります。現在下水道使用料は水道料金とセットで請求させてもらっておりますが、本来ならば別々に請求するものでして、小城市も以前は別々に請求しておりました。その際は、水道、下水道おのおのメーター検針を行い請求していたものを一緒に検針請求した方が経費を削減できることからセットで請求させてもらっております。

例えば、水道や下水道と同じようなインフラであるガスについて話をすると、ある市の中でA社、B社のガス会社があるとして、それぞれ市の半分で経営したとしてもやはり、それぞれの会社の考え方で料金が決まります。当然水道もそのような考え方で料金が決まってくると思います。小城市だけに限らず、全国的にも、合併に合わせて水道料金の統一ができておらず問題になっていることは聞いておりますので、そのような意見があったことを伝えたいと思います。

○B委員

もう1つ質問ですが、井戸水だけを使用されている家庭では下水道使用料はどのように計算するのでしょうか。

○事務局（香田副課長）

井戸水だけを利用されているご家庭には、市の方で井戸水を使った量を検針するメーターを設置して、そのメーターを検針して請求します。その際下水道使用料のみ請求し、水道料金は請求しておりません。

○B委員

基本料金だけですか。

○事務局（香田副課長）

井戸水を使った量に応じて請求しますので基本料金だけとは限りません。

○B委員

トラクターとか農機具を洗った場合はどうなりますか。

○事務局（香田副課長）

その場合は別途減量メーターを設置してもらい、その分を減額します。

○松尾委員長

他にご意見等はありませんか。

○C委員

今後の事業の展開について確認です。現在、小城市下水道事業の水洗化率 74.3%、公共下水道事業の整備率が 62.5%とのことですのでまだ整備していないところが残っている。ただ、今の状況で行くと、皆さんもご存じのように一般生活での電気代、燃料費が上がっている状況で、おそらく建設資材等も値上がりするのでこのまま整備が順調に進むか課題があると思います。

一方今まで作った施設については、いつか更新しなくてはいけない状況で、作ってしまったからには下水道事業は簡単に事業を停止することは出来ないわけですよね。

かといって、下水道使用料の不足分を全部一般会計で補填してもらうことは無理があると思います。

今回の勉強会は、本来ならば下水道使用料で賄わなければならない状況なのに、無理を言って市から補助金をもらってどうにかこうにか運営している状況であることから、改善していかないと、SDG 'S ではないですが、持続可能な事業の継続は難しいという説明をされたということによろしいでしょうか。

また、今後は、あとどれくらい整備をしていくのか、どのように維持管理をしていくのかということは今後検討して行って、その対策案を出して、この委員会で検討していくとい

うことでよろしいでしょうか。

○事務局（大坪課長）

下水道事業推進委員会の趣旨としては、秋野委員のおっしゃるとおりです。

実は、国のほうからは、令和8年度までに下水道の整備を概成させるよう言われております。小城市におきましては、令和12年度まで整備をする予定としておりますが、社会情勢の変化等により、下水道整備区域の見直しについても現在検討しており、都市計画審議会の方で審議をいただいております。

実際、資料にもありますように工事費の方も上昇しております。

本当に今後の投資の仕方を考えていかないと、市からの補助金が増えていき、市の財政を圧迫することが予想されますので、その下水道整備計画区域の見直し結果も含めながら、経営戦略、使用料の算定も進めていく必要があると考えております。

○C委員

工事の方法ですが、推進工法は人口密集地で施工していくように思えるのですが、今後は推進工法が多くなるのですか。

○事務局（大坪課長）

推進工法は、埋設深が深くなりすぎたところや交通量が多いところで採用しています。

例えば水路の下とか国道部で使っています。今から整備するところも推進工法で行うところが残っておりますが、当初想定していた地盤がだいぶ固いこともあって工事費が高騰しております。

○松尾委員長

他にご意見等はありませんか。

○D委員

令和2年度の決算状況で聞きたいことがあります。長期前受金戻入とはどのようなことですか。もう一つ減価償却は定率法でやられていますか。それから、市からの持ち出しは最終的に補填財源の額になるのですか。

○事務局（香田副課長）

長期前受金戻入についてお答えする前に、その前に長期前受金についてご説明します。

長期前受金とは下水道管や処理場の施設を作る際の財源のことで、企業債を除いた、国県補助金、受益者負担金、分担金、一般会計補助金等のことを言います。

減価償却費は、所有している資産について耐用年数で割り返し、毎年費用化していきます

が、長期前受金も同じように耐用年数で割り返し、毎年収益化することとされています。この収益化のことを長期前受金戻入と言います。これは公営企業会計独特の経理の仕方だと思います。

次に、減価償却の方法ですが、定率法ではなく、定額法となっております。

最後に、市からの持ち出し額は、補填財源の額ではなく、資料7ページの収益的収入、営業外収益、一般会計補助金の額742,660,000円と資本的収入、他会計補助金、一般会計補助金の額242,470,000円を合わせた額となります。

○松尾委員長

他にご意見等はありませんか。

その他質疑等ないようですので、事務局へ進行をお返しします。

○事務局（大坪課長）

松尾委員長、ありがとうございました。

委員の皆様、多くのご意見ありがとうございました。今回の皆様からのご意見等も参考とし、小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討作業を進めて参りたいと思います。

それでは、今後の予定ですが、先ほど説明いたしましたとおり、小城市下水道事業経営戦略の見直し及び使用料改定検討作業については、まず、第2回委員会勉強会にて経営戦略及び使用料改定案の提示を予定し、次に、9～10月中に第3回委員会にて最終稿の提示。その後、使用料改定が必要な場合は、パブリックコメントを11月頃まで予定しており、内容の修正、誤字脱字等表現の修正などの意見をふまえ修正を経た後、12月中に小城市経営戦略のHP公開及び使用料改定条例の上程し、議会での議決を受けた後、3か月間の周知期間を経て、令和5年4月1日に使用料改定条例施行を考えております。

それでは、本日は長時間にわたりありがとうございました。

これをもちまして、小城市下水道事業推進委員会勉強会を終わらせていただきます。

大変、お疲れさまでした。

<閉会>